

令和4年度社会福祉法人監査文書指摘事項

福島市福祉監査課

実施日	社会福祉法人名	項目	指摘事項	指摘内容	根拠	改善状況・摘要
令和4年7月27日	桜桃会	会-2-④	随意契約	随意契約における法人決裁において、随意契約とする理由について記載していない。経理規程のどの条項に基づきどのような理由で随意契約とするのかを明らかにしたうえで契約を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日付け厚生労働省課長通知	改善済
		会-2-④	随意契約	予定価格の額による随意契約を行おうとする場合に、経理規程に基づき3社以上又は2社以上から見積もりを徴するなど経理規程に則した手続きがなされていないことが確認されたため、改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日付け厚生労働省課長通知	改善済
		会-2-⑤	補助金事業等収益明細書	補助事業の一時預かり事業や延長保育事業、災害対応修繕費に係る福島市からの補助金等々、交付団体及び交付の目的別に明細を記載すること。また、明細書中各補助事業の「交付金額等合計」は自治体等からの「交付金額」と「補助事業に係る利用者からの収益」の合計額になることに留意すること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(1)、「社会福祉法人会計基準運用上の取扱い」25	改善済
令和4年8月24日	おやま福祉会	会-2-①	経理規程で定める附属明細書	経理規程で定める計算書類の附属明細書のうち「拠点区分ごとに作成するもの」が規定されていないため、これらを経理規程に追記して定めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(2)-1、「法人経理規程」第4条第3項	改善中
令和4年8月31日	ジェイエイ新ふくしま福祉会	運-2-③	監事の選任に係る監事の同意	監事の選任に関する評議員会の議案について、新監事候補者の同意を得ていた。現監事の過半数の同意を得ることが必要である。なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録でも差し支えない。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-5-(2)-1	改善済
		運-2-③	役員選任決議	理事会において選任役員候補者を一括して決議を行っていた。候補者ごとに決議を行うこと。なお、議事録には候補者ごとに決議したことがわかるように記載すること。	「法人定款」第13条3項	改善済
		会-3-②	資金等の管理	金融機関印や通帳等の保管は2つの金庫で行っているが、全て鍵の保管は施設長一人のみである。内部牽制が効いているとはいえないため、鍵の保管も含めて複数職員による資金等の管理や確認を行い、内部牽制に配慮した体制をとること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(1)、「Ⅲ-3-(2)-2)	改善済
		会-3-②	定期預金の管理	3つの定期預金口座があり財産目録上は運転資金となっているが、実態は使用目的が不明確な積立であることから、法人の中長期的な計画に基づき、資金の使用目的を法人として明確にした上で必要に応じて積立資産として経理規程で定めるなど、透明性のある資金管理を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-2-(2)-1、「社会福祉法人審査基準」第2の3の(2)、「社会福祉法人会計基準」第6条第3項、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」19、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」(19)	改善中
		会-2-③	収支予算の承認手続き	定款では、当初予算及び補正予算は理事会決議、評議員会承認を要する旨を規定しているが、経理規程では、当初予算及び補正予算ともに理事会承認で決定する旨を規定している。当初予算の評議員会の承認は、当該年度の6月に行っており予算未承認のまま予算を執行していることになる。また、補正予算を評議員会で承認している実態はなく、定款違反の状態となっており不適切である。なお、法人定款第31条で定める予算成立要件としている評議員会の承認は、租税特別措置法第40条を適用する法人の場合に必要な手続きであることから、適用法人とするか否かを判断したうえで、定款の変更を含めて適切な対応を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)資金収支計算書、「社会福祉法人会計基準運用上の留意事項」2の(2))	改善中
令和4年9月7日	しのぶ福祉会	運-6-③	不動産の借用	「生活介護あづまライフささや・ぶち」、「あづま授産所・がらす」の不動産(建物)について賃貸借契約をしているが、賃貸借期間が2年間の契約となっており、利用権を設定して登記していないことを確認した。原則、貸与を受けている不動産については、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ登記をすること。ただし、利用権を設定し、かつ登記をしておくことが望ましいが、10年以上の賃貸借期間を設定した賃貸借契約を取り交わし、安定的な事業の継続性の確保ができる場合は登記を行わないこととしても差し支えない。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-2-(4)-1	改善中
令和4年9月21日	生愛福祉事業団	運-2-③	役員選任決議	令和3年の定時評議員会における役員選任決議に際して、候補者ごとに決議していないことが確認された。定款に基づき候補者一人ずつ決議し、議事録にそのことがわかるように記録すること。	「法人定款」第13条第3項、「指導監査ガイドライン」Ⅰ-法人運営(総則)、Ⅰ-4-(2)-1、5-(2)-1	改善済
		運-3-③	決裁記録	委託契約や物品購入の都度理事会や評議員会の承認を得ていた。その際、見積書は徴収していたが、口頭で説明するのみで、議案書として保存していなかった。法人としての意思決定をしたことを示す発議書等で記録として残すこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ法人運営(総則)、「法人定款施行細則」、「法人経理規程」	改善済
		運-7-①	評議員等の報酬	役員(理事、監事)報酬については、定款において支給する総額の範囲を別に定める旨を規定しているが、「役員等の報酬規程」において定めていないため、当該報酬規程に役員に支給する総額の範囲の額を定めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-8-(1)-2及び3	改善済
		運-7-①	評議員等の報酬	定款第8条で評議員は無報酬と規定しているのに対して、「役員等の報酬規程」では会議出席や業務出勤に対して報酬の支給を定めている。この点で報酬規程は定款と整合していない。また、定款の規定に反して評議員会に出席した評議員に対して報酬を支給していることが確認された。法人として報酬支給の額や基準について改めて意思決定を行い、「定款」又は「役員等の報酬規程」を改めるとともに、これらに基づき報酬を支給すること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-8-(2)-1、Ⅰ-8-(3)-1	改善済
		会-3-②	会計処理	実態として評議員に対する報酬であるものを、会議時における茶菓子代、食事代等の支出である「会議費」の勘定科目で支出する不適切な会計処理を行なっていることが確認された。適正な勘定科目である「役員報酬支出」により会計処理を行なうこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(1)	改善済
令和4年9月28日	大生福祉会	運-1-③	資産の総額の登記	資産の総額の登記について、令和2年度と令和3年度に2年連続して更正登記している。定時評議員会で承認している当該年度の決算に誤りがあったことによるものであるが、このような誤謬を繰り返すことのないように改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(1)	改善済
		運-3-④	理事の職責・義務	理事会欠席が常態化している者がいることを確認した。実際に理事会に出席できない者が理事として在任し、その職責が果たされていない実態があることから、今後も出席困難な状況が続くと判断する場合は、新たな理事の選任を行うなどの適正な組織運営を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-4-(3)-1	改善済
		運-5-②	決算額の更正にかかる承認	令和3年度決算にかかる総額登記の更正は8月8日に行なっているが、決算の更正にかかる理事会の承認は9月1日に決議の省略により得ているため事後となっている。さらに、決算の承認は評議員会の権限であるが、評議員会の承認を得ていないことが確認された。法人内でのこれらの決算手続きは不適切であるため改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-3-(2)-2、6-(1)-2	改善済

		会-2-⑤	借入金明細書	借入金明細書と貸借対照表の金額等が不一致であるため改めること。 (設備資金借入金、長期運営資金借入金の期末残高が不一致)	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-2、Ⅲ-3-(1)	改善済
令和4年10月5日	つどい	運-5-①	定時評議員会の開催時期	定時評議員会の開催時期については、計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くこととされていることから、理事会との間に2週間の間隔を空けなくてはならないが、間隔日数が足りていなかった。 今後、理事会と定時評議員会の開催日程について留意すること。	「社会福祉法」第45条の32	改善済
令和4年10月19日	福島福祉施設協会	—	—	文書指摘なし		
令和4年11月2日	福島縫製福祉センター	運-2-③	監事の選任に係る監事の同意	監事選任に関する評議員会の議案について、現監事の過半数の同意を得ることが必要であるが、欠席した監事からの同意を得ていなかったため、改めること。 なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録でも差し支えない。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-5-(2)-1	改善済
		運-3-②	理事会の決議により定めなければならない事項	招集通知に記載しなければならない事項が理事会で決議されていなかったため、改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-3-(2)-1、Ⅰ-6-(1)-2	改善済
		運-3-③	議事録の記載事項	議事録において、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が確認できなかった。議事録の記載事項として必要であるため、今後議事録に記載すること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-3-(2)-3、Ⅰ-6-(2)-1	改善済
		会-1-①	出納員の任命	出納員の業務を行う職員は配置しているが、理事長からの任命が確認できなかったため、辞令等により任命すること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(2)-2、「法人経理規程」第7条	改善済
		会-2-⑤	計算書類と附属明細書の不一致と不整合	計算書類と附属明細書を突合した結果、金額の不一致及び整合しない記載が散見されるため、改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-2	改善済
		会-2-⑤	計算書類	次のとおり一部の計算書類に記載すべき勘定科目及び様式が社会福祉法人会計基準に則していないため、改めること。 ・資金収支計算書第1号第1様式及び事業活動計算書第2号第1様式の勘定科目は大区分のみ記載すること。 ・貸借対照表第3号第1から第4様式までは、大区分、中区分を記載すること。 ・事業活動計算書等の様式が会計基準と異なっているため、改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)-3	改善中
令和4年11月16日	陽光会	—	—	文書指摘なし		
令和4年11月30日	わたり福祉会	—	—	文書指摘なし		
令和4年12月26日	吾妻福祉会	—	—	文書指摘なし		
令和5年1月19日	松葉福祉会	運-1-④	定款細則	定款細則が平成27年改正のままで、現在の定款と整合が取れていなかったため、現在の定款との整合及び関係法令等の基準と照合した上で整備しておくこと。	(「指導監査ガイドライン」Ⅰ-1-1、法人定款第40条)	改善済
		会-2-⑤	貸借対照表	積立金と同額の積立資産が計上されていないため、改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(3)	改善中